

沿岸広域振興局長告示第85号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月31日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350300059	星雲工房	大船渡市立根町字下欠125番地17	社会福祉法人大洋会	平成27年6月1日